(趣旨)

第1条 この要綱は、米子市子どもの居場所づくり事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付に関し、米子市補助金等交付規則(平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (交付目的)

第2条 本補助金は、子どもの居場所づくり事業実施要領(令和2年3月23日付け第201900332732号鳥取県福祉保健部長通知。以下「県実施要領」という。)に基づき、新たに子どもの居場所づくりの取組を行う民間団体等(地域団体、法人又は民間事業者等をいい、社会福祉法人を除く。以下同じ。)の立ち上げを支援し、本市における子どもの居場所づくりの取組の運営継続・拡充を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、県実施要領に定めるところにより市内で実施する子どもの居場所づくりの取組の立ち上げとする。

(補助対象事業者)

- 第4条 本補助金の交付の対象となる者(第9条第1項において「補助対象事業者」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす民間団体等とする。
  - (1) 団体の事務所を県内に有していること。
  - (2) 代表者が明らかであること。
  - (3) 政治活動、宗教活動又は営利事業を目的とする団体でないこと。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助 対象事業の実施に要する経費のうち、備品購入費、需用費、修繕費並びに使用料及び 賃借料とする。

(補助金の額)

第6条 本補助金の額は、補助対象経費の額から補助対象事業の実施に伴う収入(本補助金を除く。)の額を控除して得た額に相当する額(1,000円未満の端数は、切捨て)とする。ただし、一の補助対象事業につき200万円を限度とする。

(交付申請の時期等)

- 第7条 本補助金の交付の申請は、原則として補助対象事業に着手する日の45日前までに行わなければならない。
- 2 規則第6条第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 米子市子どもの居場所づくり事業計画書(別記様式第1号)
  - (2) 米子市子どもの居場所づくり事業収支予算書(別記様式第2号)

- (3) 米子市子どもの居場所づくり事業支出予定額内訳書(別記様式第3号) (軽微な変更)
- 第8条 本補助金の交付の申請に係る規則第11条第1項の市長の定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
  - (1) 補助対象経費の2割以上の減額を伴う変更
  - (2) 本補助金の増額を伴う変更
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、本補助金の交付の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

(実績報告)

- 第9条 規則第9条第1項の規定により本補助金の交付決定の通知を受けた補助対象事業者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業が完了した日若しくは規則第11条第1項の規定により補助対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から20日を経過する日又は補助対象事業が完了した日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、規則第18条の規定による報告をしなければならない。
- 2 規則第18条第1項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 米子市子どもの居場所づくり事業報告書(別記様式第1号)
  - (2) 米子市子どもの居場所づくり事業収支決算書(別記様式第2号)
  - (3) 米子市子どもの居場所づくり事業支出額内訳書(別記様式第3号) (事業継続努力義務)
- 第10条 補助事業者は、本補助金の交付を受けて立ち上げた取組に係る事業(以下単に「事業」という。)を5年間継続して実施するよう努めなければならない。
- 2 補助事業者は、前項に定める期間内において、毎年度の事業の運営に係る状況を、 米子市子どもの居場所づくり事業運営状況についての報告書(別記様式第4号)により、当該年度の翌年度の4月20日までに市長に報告するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、当該年度が事業の初年度の場合には、前条の実績報告を もって同項の報告とみなす。
- 4 補助事業者は、第1項に定める期間内に、事業の休止若しくは廃止又は事業内容の著しい変更(以下この項において「事業の休止等」という。)をしようとするときは、あらかじめ、その理由、予定日その他必要な事項について米子市子どもの居場所づくり事業休止(廃止・変更)届出書(別記様式第5号)により市長に届け出て、事業の休止等に関する協議を行うものとする。

(財産の処分制限)

- 第11条 規則第24条第2項ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(当該耐用年数が5年に満たない財産については5年とし、同令に定めのない財産については市長が別に定める期間)とする。
- 2 規則第24条第2項第2号の市長が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効

用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。 (交付決定の取消し等)

- 第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、本補助金の額の確定の有無にかかわらず、本補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に本補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。
  - (1) 本補助金を他の用途に使用したとき。
  - (2) 本補助金交付決定の内容、条件、補助対象事業の遂行、事業の継続等について、規則、県実施要領及びこの要綱の規定に従わないとき。
- 2 前項の補助金の返還額は、事業の継続年数を勘案し、市長が定めるものとする。
- 3 第1項の補助金の返還は、当該命令のなされた日から起算して10日以内に行わなければならないものとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(規定外事項)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 年度米子市子どもの居場所づくり事業計画(報告)書

居場所の名称	
実施団体名	
責任者(代表者)氏名	
事業実施(予定)場所	
事業実施(予定)期間	

# 【事業内容】 具体的に記載してください。

対象者 (対象者、定員 の有無等)	※実績報告時には、利用実績(開催日ごとの利用者数が分かるもの)を添付してくだ さい。
開催頻度(頻度、回数等)	※記載例:月○回(毎週○曜日、第○○曜日)
利用料の額	円 ※対象別等で金額を設定している場合はその内容を記載してください。 ( )
食事提供の 有無	有り ・ 無し (有りの場合は、提供数(延べ数) )
事業の周知 方法	

	○実施体制 ※スタッフやボランティアの人員体制等
居場所における活動内容	○活動の具体的な内容 ※食事や学習、あそび、イベント等
	Oねらい
行政、学校等との連携内容	○連携している機関や専門職
	○連携の具体的な内容

	○効果・成果	※実績報告時に記載してください。	
寄附金の有無	有り・	## ]	
<b>申</b> 加亚○八日 <del></del> ※	イガン・	<del>////</del> C	
	有り・	<b>無</b> ∪	
他の補助金の			
活用の有無	   <b>※</b> 他の補助金の	活用の有無について、いずれかに○を付けてください。	
	※「有り」の場合は、その補助金名、事業内容及び当該補助金に係る問合		
	せ先を記載してください。		

<sup>(</sup>注) 実施する事業所ごとに作成してください。

#### 年度米子市子どもの居場所づくり事業収支予算(決算)書

<収入の部> (単位:円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増減	摘  要
市補助金				
自己資金				
寄附金				
その他				
計				

<支出の部> (単位:円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増減	摘要
会場に要する経費				
食事提供に 要する経費				
学習支援に 要する経費				
その他の活動に 要する経費				
行政等との連携に 要する経費				
計				

<sup>(</sup>注) 実施する事業所ごとに作成してください。

#### 年度米子市子どもの居場所づくり事業支出予定(支出)額内訳書

(単位:円)

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		積 算 内 訳
科目	支出予定(支出)類	(単価、人数等が分かるよう具体的に記載して
17 17		
		<u>ください。</u> )
合 計		

(注)補助金を充当しない経費には、下線を引いてください。

## 様式第4号(第10条関係)

## 年度米子市子どもの居場所づくり事業運営状況についての報告書

居場所の名称	
実施団体名	
責任者 (代表者) 氏名	
事業実施場所	
事業実施期間	

# 【事業内容】 具体的に記載してください。

対象者 (対象者、定員の有無	
等)	※利用実績(開催日ごとの利用者数が分かるもの)を添付してください。
開催頻度(頻度、回数等)	※記載例:月○回(毎週○曜日、第○○曜日)
利用料の額	円 ※対象別等で金額を設定している場合はその内容を記載してください。 ( )
食事提供の有無	有り ・ 無し (有りの場合は提供数(延べ数) )
事業の周知方法	

	○実施体制 ※スタッフやボランティアの人員体制等
居場所における 活動内容	○活動の具体的な内容 ※食事や学習、あそび、イベント等
	Oねらい
行政や学校等との連携内容	<ul><li>○連携している機関や専門職</li><li>○連携の具体的な内容</li></ul>
	○効果・成果

<sup>(</sup>注) 実施する事業所ごとに作成してください。

年 月 日

**印** 

米子市長 様

届出者

住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者の氏名)

米子市子どもの居場所づくり事業休止(廃止・変更)届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のありました補助金に係る補助対象事業につきまして、次のとおり休止(廃止・変更)をしたいので、米子市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱(令和2年4月1日施行)第10条第4項の規定により届け出ます。

記

- 1 居場所の概要
- (1) 名称
- (2) 実施団体名
- (3) 事業実施場所
- (4) 事業実施期間
- (5) 事業実施状況
  - ①開催頻度
  - ②利用料の額
  - ③食事提供の有無
  - ④事業実施体制
  - ⑤主な活動内容
  - ⑥関係機関等との連携状況
- 2 補助金の概要
- (1) 交付年月日
- (2) 交付金額

- 3 休止 (廃止・変更) の概要
- (1) 休止 (廃止・変更) 予定時期
- (2) 休止 (廃止・変更) の内容
- (3) 休止 (廃止・変更) 理由
- 4 その他